

work or service of performers or recording artists or that otherwise by its nature is reasonably necessary to be procured from a child, to the extent permitted by local law (for example, a child actor/actress).

2.2 強制労働、児童労働の禁止

ソニーグループは、いかなる形態においても、強制あるいは意思に反しての就労をさせません。

また、ソニーグループは、児童を就労させません。ここで「児童」とは、15歳未満（該当地域の法令で認められている場合には14歳未満）の者、あるいは該当地域の法令で規定される就労可能年齢がこれより高い場合は、その年齢未満の者をいいます。但し、役者、歌手、演奏家、その他、仕事の性質上児童の労務提供が合理的に必要なとされる業務（例えば子役等）については、該当地域の法令で認められる範囲内においては、この方針は適用されません。

2.3 Sound Labor and Employment Practices

It is the policy of Sony Group to adopt sound labor and employment practices and to treat its employees at all times in accordance with the applicable laws and regulations of the countries and regions in which it operates.

2.3 健全な雇用・労働

雇用・労働の健全性を確保し、事業活動を行う各国・地域の適用法令に常に準拠して従業員を取り扱うことがソニーグループの基本方針です。

2.4 Work Environment

Sony Group will strive to maintain a healthy, safe and productive work environment that is free from discrimination or harassment. No Personnel may make sexual advances, actions or comments, or racial or religious slurs, jokes or any other comments or conduct in the workplace, that create a hostile work environment. In addition, safety in the work place is a primary concern to Sony Group. Personnel must adhere to all applicable health and safety laws and regulations as well as internal rules and policies respecting workplace safety.

2.4 職場環境

ソニーグループは、不当な差別や嫌がらせのない、健康的で安全かつ生産的な職場環境を維持するように努めます。ソニー従業員・社員は、職場において、性的な誘いかけ、行為あるいは発言、人種または宗教に関する中傷あるいは冗談、その他敵意的な職場環境をもたらしするような発言や行為を行ってはなりません。また、職場における安全の確保は、ソニーグループにとって重要な事項です。ソニー従業員・社員は、健康および安全に関する適用法令、社内規則、方針を遵守するものとします。

CSRレポート

コンプライアンス

ソニーグループ行動規範

2013年8月12日更新

ソニーは、2003年5月、ソニーグループ全体のコーポレートガバナンスの強化、および法令遵守と倫理的な事業活動のさらなる徹底を目的として、ソニーグループのすべての取締役、役員、および従業員一人ひとりが守らなければならない基本的な事項を、「ソニーグループ行動規範」として制定しています。この行動規範では、法令遵守に加え、人権尊重、製品・サービスの安全、環境保全、企業情報開示など、ソニーグループの企業倫理や事業活動にかかわる基本方針を定めています。

「ソニーグループ行動規範」は、ソニーグループ各社において、採択、導入され、トップマネジメントからのメッセージやさまざまな研修を通じて繰り返し周知されています。現在、行動規範は26カ国語に翻訳されています。

ソニーグループ行動規範(PDF)

「ソニーグループ行動規範」は、経済協力開発機構(OECD)多国籍企業ガイドラインや、国連グローバルコンバクト、国連世界人権宣言の主旨を反映して制定されました。また、ソニーは、日本の代表的な企業によって構成される一般社団法人日本経済団体連合会の「企業行動憲章」の策定にも参画しており、その内容を尊重しています。

経済協力開発機構 多国籍企業ガイドライン

国連グローバルコンバクト

国連世界人権宣言

一般社団法人日本経済団体連合会 企業行動憲章